SAGA2024佐賀市実行委員会 宿泊衛生専門委員会 第3回弁当部会

SAGA-CITY

日 時:令和5年6月9日(金)午後2時~

会場:まるなかビル3階会議室

SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会 第3回弁当部会 目次

◆ 報 告 事 項	
第1号報告 SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁 会委員の変更について	
第2号報告 SAGA2024国スポにおける佐賀市弁当調製施設二巻の結果について	
◆審議事項第1号議案 SAGA2024国スポにおける佐賀市弁当調製施設の選ついて(案)	定に 4
◆協議事項○ SAGA2024国スポにおける弁当料金について○ SAGA2024国スポにおける弁当容器について○ SAGA2024国スポにおける弁当メニューについて	7
◆そ の 他 今後のスケジュールについて	9
(参考資料) 資料1 SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会名簿 …	12
資料 2 SAGA 2 0 2 4 佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項 …	13
資料3 第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調達要項	14
資料4 第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設選考基準	16
資料 5 第 7 8 回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設募集要項	18
資料 6 SAGA 2 0 2 4 佐賀市実行委員会会則	20
資料7 SAGA2024佐賀市実行委員会専門委員会規程	24
資料8 バルーンフォトコンテスト2022チラシ	26

SAGA2024佐賀市実行委員会 宿泊衛生専門委員会弁当部会委員の変更について

令和5年1月16日から令和5年6月9日までの間における委員の変更について、次のとおり報告します。

部会員(2名)

(順不同・敬称略)

所属団体	役職名	新任者	前任者
佐賀県佐賀中部保健福祉事務所	衛生対策課 食品衛生担当係長	杉本 翔太	橋本 喜泰
佐賀市農林水産部農業振興課	地産地消推進係長	三瀬 孝幸	村岡 勝己

SAGA2024国スポにおける佐賀市弁当調製施設 二次募集の結果について

1 募集概要

(1) 募集期間

令和5年2月27日(月)~令和5年4月28日(金)

(2) 募集方法

市実行委員会ホームページへの掲載、市報(4/1号)への掲載及び弁当調 製施設への個別案内

2 募集結果

下記のとおり、6施設から応募があった。

No.	営業者氏名 (法人の場合は名称)	営業所の名称	所在地
1	株式会社ヒライ	株式会社ヒライ	筑後市大字長浜 718
2	株式会社とろ作& お届け料理はかせ& めし飯カンパニー	おもてなし料理 はかせ	伊万里市松島町 94-1
3	株式会社中央軒	株式会社中央軒	鳥栖市京町 729 番地
4	一般社団法人 スマイルアース	ダムの駅富士 しゃくなげの里	佐賀市富士町大字畑瀬1番31
5	山口良人	ちやのき	佐賀市富士町大字苣木 347
6	株式会社新大和観光	ホテル龍登園	佐賀市大和町大字梅野 124

○弁当調製施設応募状況(1日当たり提供可能数及び冷凍車での待機可能数)

	並	目	土雨	望日	日雨	翟日	祝日	
営業所の名称	提供 可能数 (個)	冷凍車 (台)	提供 可能数 (個)	冷凍車 (台)	提供 可能数 (個)	冷凍車 (台)	提供 可能数 (個)	冷凍車 (台)
クッキングセンター佐賀	1,000	1	1,000	5	2,000	5	2, 000	5
雅叙苑	500	3	300	3	300	3	300	3
ヒライ	5, 000	5	5, 000	5	5, 000	5	5, 000	5
はかせ	2,000	3	2,000	3	1,000	3	1,000	3
中央軒	2,000	3	2,000	3	2,000	3	2,000	3
しゃくなげの里	100	1	100	1	100	1	100	1
ちやのき	100	1	100	1	100	1	100	1
龍登園	300	1	300	1	300	1	300	1
合計	11,000	18	10, 800	19	10, 800	19	10, 800	19

(参考) 1日あたりの最大見込み弁当必要数及び競技会場数

	平	月	土雨	望日	日郎	醒日	祝	日
	弁当	競技	弁当	競技	弁当	競技	弁当	競技
	必要数	会場数	必要数	会場数	必要数	会場数	必要数	会場数
	(個)	(箇所)	(個)	(箇所)	(個)	(箇所)	(個)	(箇所)
最大値	2, 325	7	2, 208	6	2, 349	6	2, 169	5

※弁当必要数については、2022年栃木大会実績を基に推計

SAGA2024国スポにおける佐賀市弁当調製施設の 選定について(案)

第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設募集要項に基づき募集を行い、 応募内容を確認した結果、下記の4つの施設が第78回国民スポーツ大会佐賀 市弁当調製施設選考基準を満たしていることから、佐賀市弁当調製施設の候補 として選定する。

記

(順不同)

No.	営業者氏名 (法人の場合は名称)	営業所の名称	所在地
1	株式会社ヒライ	株式会社ヒライ	筑後市大字長浜 718
2	株式会社とろ作& お届け料理はかせ& めし飯カンパニー	おもてなし料理 はかせ	伊万里市松島町 94-1
3	一般社団法人 スマイルアース	ダムの駅富士 しゃくなげの里	佐賀市富士町大字畑瀬1番31
4	山口良人	ちやのき	佐賀市富士町大字苣木 347

		1	2	3	4	5	6
種類	営業所氏名 (法人の場合は名称) 選考基準	(株) ヒライ	おもてなし 料理はかせ	(株) 中央軒	ダムの駅富 士 しゃくなげ の里	ちやのき	ホテル 龍登園
	国スポに提供可能な食数(平日・土・日・祝100食以上)	0	0	0	0	0	0
	前日午後6時までの受注、当日午前11時までの納入	0	0	0	0	0	0
弁	単価に応じた調製	0	0	0	0	0	0
当の調	佐賀市の特色を活かした弁当の調製	0	0	0	0	0	0
製	栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供	0	0	0	0	0	0
	実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供	0	0	0	0	0	0
	メニューの日替わりが5日以上	0	0	0	0	0	0
	冷蔵車等による適切な温度管理のできる車両による配達・待機	0	0	0	0	0	0
	実行委員会が指定する弁当付属品の提供	0	0	0	0	0	0
施設の	実行委員会が指定する日時及び場所への搬入、容器等の回収	0	0	0	0	0	0
対応	弁当容器に実行委員会が指定する項目でのラベルシールの添付	0	0	0	0	0	0
	実行委員会が指定する日時に弁当献立、試食弁当及び写真の提供	0	0	0	0	0	0
	荒天等による大会変更、中止による実行委員会の指示への対応	0	0	0	0	0	0
	過去3年以内の食中毒の事故歴	0	0	0	0	0	0
	食品衛生監視票80点以上	0	0	結果票待ち	0	0	結果票待ち
衛生	「大量調理施設衛生管理マニュアル」などHACCPの概念に基づく衛生管理に 取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法等に基づき適正になさ れている	0	0	0	0	0	0
管理	検食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度を清潔な容器に密封し-20℃以下、2週間以上の保存	0	0	0	0	0	0
	競技会開催前の1か月以内に検便検査の実施	0	0	0	0	0	0
	食品賠償保険等への加入	0	0	0	0	0	0
Ь			1		·		

[※]このほか、誓約書兼承諾書、営業許可証、納税証明書、食品賠償保険証について提出いただき、事務局で確認済み。

SAGA2024国スポにおける弁当料金について

SAGA2024国スポ宿泊要項(令和5年2月6日 SAGA2024実行委員会第8回宿泊・医事・衛生専門委員会決定)により、昼食弁当の料金は、お茶を含めて900円以内(税抜)と佐賀県(案)が決定したが、現在、県が弁当料金の引き上げ(900円以内を1,000円以内)をJSPO(公益財団法人日本スポーツ協会)と協議中であり、7月中には変更がある見込みであるため、現時点では下記の表のとおりとする。

なお、本市の弁当料金についてはSAGA2024国スポ宿泊要項がJSP Oにおいて承認された後、弁当調製施設との協議を行い、次回の弁当部会におい て審議し、宿泊衛生専門委員会へ報告する。

TT. WT	SAGA2024国スポ (本	大会)	競技別リハーサル大会			
種類	斡旋弁当 支給弁当		(支給弁当)			
	選手・監督等の申込者から	大会運営を支える役員や	係員等向けに実行委員			
概要	弁当料金を徴収して配布す	会が弁当料金を負担して	配布する弁当			
	る弁当	※うち競技会係員(市職	員) は料金自己負担			
提供	選手·監督、都道府県本部役	大会役員、競技会役員、	競技役員、競技補助員、			
対象者	員、視察員、報道員	医師・看護師、ボランテ	ィア、競技会係員			
取扱	国スポ開催期間		各リハーサル大会			
期間	(公式練習日を含む)		業務に従事する期間			
単価	1,000円以内若しくは	800円以内若しくは	700円以内			
(税別)	900円以内	700円以内	7 0 0 1 18/1			
弁当	 お茶、割り箸、爪楊枝、お手	おき 持ち運び田垈				
付属品	40米、619名、7000V、40于	別は、いり座し角衣				
容器等	掛け紙又は外箱のデザインを		 指定なし			
デザイン	市実行委員会で作成し提供す	る	1H/L/3 U			
メニュー	市実行委員会で指定するもの		指定なし			
	ア 弁当の名称					
	イ 消費期限(14時)					
	ウ 原材料(食品添加物、ア					
	遺伝子組み換え等の表示を含	む)				
食品表	工 保存方法		 左に準じ、可能な範囲			
示	オ 製造所所在地・製造者名		で表示を行う。			
/1.	カー栄養成分	(307) (21))				
	キ その他食品衛生法等関係法規					
	ク 提供後速やかに食べても					
	ケー持ち帰りを禁止する表示					
	コ その他市実行委員会が指	示する表示				
消費期限	当日14時					

SAGA2024国スポにおける弁当容器について

SAGA2024国スポにおいてSAGA2024佐賀市実行委員会が、提供する弁当の容器については、斡旋弁当と支給弁当の区別がつくように、形状を正方形と長方形の2種類とする。中仕切りの数、素材は弁当調製手順に影響することから弁当調製施設と協議し、決定する。

また、外箱のデザインについては、既存のバルーンフェスタフォトコンテストにSAGA2024国スポ特別賞を設置し、弁当容器にふさわしい作品を選考して採用する。

なお、弁当のデザイン、中仕切り、素材については次回の弁当部会において審議し、宿泊衛生専門委員会へ報告する。

種類	SAGA2024国スポ (本大会)			
1里共	斡旋弁当	支給弁当		
12.14	正方形	長方形		
形状	80-80 サイズ	90-60 サイズ		
規格	概ね 242×242×40mm	概ね 275×182×40mm		
由4月10万数	弁当調勢	製施設と協議		
中仕切りの数	(9仕切り又	は5仕切りなど)		
中仕切りの素材	弁当調勢	製施設と協議		
中国切りの条例	(プラスチック又は紙)			
外箱の素材	紙			
外箱のデザイン	バルーンフェスタフ	ォトコンテスト入賞作品		

○バルーンフェスタフォトコンテストの概要(2022年)

主 催 バルーンフェスタフォトコンテスト実行委員会(佐賀市観光協会)

募集期間 バルーンフェスタ期間中~2022年11月18日

作品数 県内外から128人、293点

表 彰 式 2022年12月11日(日)

SAGA2024国スポにおける弁当メニューについて

SAGA2024国スポにおいてSAGA2024佐賀市実行委員会で調達する弁当については、選定する弁当調製施設の施設規模が様々であり、全施設のメニューを統一した場合、施設ごとに食材の調達、人件費、製造能力が異なるため弁当価格内で製造できない場合も想定されることから、各弁当調製施設の製造能力、人員、輸送時間を考慮し、競技、日程ごとに弁当調製施設を割り振り、競技日程ごとに各弁当調製施設がメニューを考案することとする。

なお、弁当メニューについては、次回の弁当部会において審議し、宿泊衛生専 門員会へ報告する。

メニュー考案のスケジュール (案)

5月31日(水) 食品衛生講習会、業務説明会(2施設)

6月下旬 宿泊衛生専門委員会で二次募集施設の指定(6施設予定)

7月中旬 二次募集施設の食品衛生講習会、業務説明会(6施設予定)

7月下旬 弁当調製施設会議(担当競技・日程の調整、仕切りの検討)

9月~10月 弁当メニューの考案

10月下旬 メニュー表の提出

11月中旬 弁当調製施設会議(弁当料金、メニューの調整)

1月下旬 弁当部会でメニュー表の審議、修正及び再考

2月下旬 宿泊衛生専門委員会でメニューの承認

今後のスケジュールについて

日程		項目	内容
令和	2月28日	第2回宿泊衛生専門委員会 (書面開催)	○弁当部会設置要項の決定
4 年 度	5月11日~	弁当調製施設基礎調査	○市内の弁当調製施設に対し、参加意思
度	6月10日		の有無や調製能力等についての調査
	8月25日	第1回弁当部会	○弁当調達要項の審議
			○弁当調製施設選考基準の審議
			○弁当調製施設募集要項の審議
	9月27日	第3回宿泊衛生専門委員会	○弁当調達要項の決定
		(書面開催)	○弁当調製施設選考基準の決定
		to the same that the same of the	○弁当調製施設募集要項の決定
	10月3日~	弁当調製施設公募	○弁当調製施設の募集(1回目)
	12月2日	佐 る日台北部へ	
	1月16日	第2回弁当部会 	○弁当調製施設の選定について
	0 日 1 6 日	第4回宿泊衛生専門委員会	○弁当調製施設募集(追加)要項について
	2月16日	第4凹怕伯斛生导门安貝云 	○弁当調製施設の指定について○弁当調製施設募集(追加)要項について
	2月27日~	 弁当調製施設公募	○弁当調製施設の募集(2回目)
	4月28日	月	○升 当嗣表施設 <i>の券</i> 来(2 四 日)
令	5月31日	食品衛生講習会、業務説明会	○食品衛生講習会の実施
和			○弁当調達業務について(業者説明会)
5 年 度	6月9日	第3回弁当部会	○弁当調製施設の選定について
度	6月	第5回宿泊衛生専門委員会	○弁当調製施設の指定について
	7月	弁当調達業務説明会	○食品衛生講習会の実施
			○弁当調達業務について(業者説明会)
	7月~	各リハーサル大会	○各リハーサル大会における弁当調達業 務
	7月~11月	弁当調製施設会議	○弁当メニュー・容器デザイン等の検討
	1月	第4回弁当部会	○弁当メニュー等の審議
	2月	第6回宿泊衛生専門委員会	○弁当メニュー等の決定
令和	6月	第5回弁当部会	○試食会、箱デザイン、ラベル確認など
^和 6 年 度	6~7月	食品衛生講習会	○食品衛生講習会の実施
度	9月~	SAGA2024国スポ	○国スポにおける弁当調達業務

[※]今後の進捗において、変更がある場合もあります。

(参考資料)

SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会名簿

(順不同・敬称略)

所属団体名	役職	氏名	備考
SAGA2024佐賀市実行委員会事務局	事務局長	鶴 光久	部会長
(公社) 佐賀県食品衛生協会佐賀中部支部	副支部長	川原 常宏	副部会長
(公社) 佐賀県栄養士会佐賀中部支部	会員	雪正 美和子	
佐賀県佐賀中部保健福祉事務所	衛生対策課 食品衛生担当 係長	杉本 翔太	
佐賀市農林水産部農業振興課	地産地消推進係長	三瀬 孝幸	

合計 5名

【令和4年2月28日 実行委員会第2回宿泊衛生専門委員会決定】

SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、SAGA2024佐賀市実行委員会専門委員会規程 第7条の規定に基づき、宿泊衛生専門委員会弁当部会の設置に関し、必 要な事項を定めるものとする。

(部会の名称及び調査研究事項)

- 第2条 名称は、SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会 弁当部会(以下「部会」という。)とする。
- 2 部会の調査研究事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 弁当調製施設の選考に関すること。
 - (2) 弁当メニューに関すること。
 - (3) その他弁当に関すること。

【令和4年8月25日 実行委員会宿泊衛生専門委員会第1回弁当部会審議】 【令和4年9月27日 実行委員会第3回宿泊衛生専門委員会決定】

第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、佐賀市で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA 2024国スポ」(以下「SAGA国スポ」という。)に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者(以下「大会参加者」という。)に 斡旋し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024佐賀市実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、 関係機関等の協力を得て、大会参加者の弁当調達に係る業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当調達においては、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 斡旋弁当 選手・監督、視察員及び報道員等に斡旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当にあってはSAGA国スポの開催期間(公式練習日を含む。)、支給弁当にあってはSAGA国スポの準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、第78回国民スポーツ大会(佐賀県)宿泊要項に準じるものとする。

7 弁当調製施設の指定

- (1) 弁当調製施設の指定は、宿泊衛生専門委員会に設置する弁当部会(以下 「部会」という。)において選定し、実行委員会が行う。
- (2) 実行委員会は前号の規定により弁当調製施設を指定するときは弁当調製

施設指定書(様式第1号)を交付する。

8 指定取り消し

指定取り消しは、前条の規定により指定を受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止もしくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他実行委員会が不適当と認めたとき。

9 弁当引換所の設置及び運営

弁当引換所の設置及び運営は、実行委員会が衛生上の安全確保に配慮し適 正に行う。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に 定めるものとし、必要に応じて部会において調査研究を行う。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

【令和4年8月25日 実行委員会宿泊衛生専門委員会第1回弁当部会審議】 【令和4年9月27日 実行委員会第3回宿泊衛生専門委員会決定】

第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設選考基準

1 趣旨

この基準は、佐賀市で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA 2024国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係 者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選考を行うために必要な事項を 定める。

2 対象施設

- (1) 所在地の市町村税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (2) 製造所が食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (3) 佐賀市内に本社又は製造所を有している業者であること。ただし実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 佐賀市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条の暴力団及び暴力団員又は密接関係者ではないこと。

3 施設の衛生管理

- (1) 選考時点において、過去3年間に食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生監視票が調査時点において80点以上であること。
- (3) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日付衛食第85号)などHACCPの概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法及び施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。
- (4) 検食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等 清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (5) 検便は食品に直接接触する作業に従事する者(容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事する者を除く)に対し、競技会開催前の1ヶ月以内に以下の項目について実施すること(赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌及びノロウィルス)。
- (6) 食品賠償保険等に加入していること。

4 施設の調製能力

- (1) 大会時の提供可能数が、1回100食以上であること。
- (2) 前日午後6時までの受注に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時までの納入が可能であること。

- (3) 単価に応じた調製が可能であること。
- (4) 佐賀市の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (6) SAGA2024佐賀市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が 指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (7) メニューの日替わりが5日以上可能であること。
- (8) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

5 施設の対応能力

- (1)冷蔵車など適切な温度管理のできる車両等による配達及び納入場所における弁当引換時間中の待機が可能であること。
- (2) 弁当付属品として、実行委員会の指示に沿ったお茶・割り箸・爪楊枝・ お手拭き及び持ち運び用袋の提供ができること。
- (3) 実行委員会が指定する日時及び場所に搬入できること。また、同日に容器等を回収できること。
- (4) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等による表示ができること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名 (アレルゲン、原料米の産地等の表示を含む。)
 - ウ 添加物 (アレルゲンを含む。)
 - エ 消費期限 (時刻まで表示)
 - 才 保存方法
 - カ製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他実行委員会が指示する表示
- (5) 実行委員会が指定する日時に弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (6) 荒天等により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に基づく対応ができること。

6 その他

- (1)本市で開催する競技別リハーサル大会における弁当についても、必要に 応じてこの基準を準用する。
- (2) この基準に定めるもののほか、必要な場合には別途協議をして定める。

【令和4年8月25日 実行委員会宿泊衛生専門委員会第1回弁当部会審議】 【令和4年9月27日 実行委員会第3回宿泊衛生専門委員会決定】

第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設募集要項

1 趣旨

この要項は、佐賀市で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA 2024国スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係 者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の募集を行うために必要な事項を 定める。

2 業務内容

昼食弁当の調製、会場への配達及び弁当容器の回収

3 応募要件

第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設選考基準を満たすこと。

4 応募方法

次の書類を「提出・問い合わせ先」まで郵送または持参により提出すること。

- (1)誓約書兼承諾書(様式第1号)
- (2) 調査票(様式第2号)
- (3) 食品衛生監視票の写し(応募日以前1年以内のもの)
- (4) 営業許可証の写し
- (5)納税証明書(市町村税、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明 できるもの)
- (6) 食品賠償保険証の写し

5 募集期間

令和4年10月3日(月)から令和4年12月2日(金)まで 持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで(※土曜日、日曜 日、祝日は除く)郵送の場合は締切日必着。

6 選定方法

提出された誓約書兼承諾書等に基づき審査を行い、SAGA2024佐賀市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が弁当調製施設を選定する。 選定の結果は、応募のあった全事業者あてに文書で通知する。

7 その他

- (1) 各様式は実行委員会のホームページからダウンロードすること。
- (2) 書類の郵送費用等応募に要する費用は応募者の負担とする。
- (3)提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるが実行委員会の弁当調製施設の選考業務に限り使用する(食品衛生指導、税の滞納調査のため関係機関にその写しを提供する場合がある。)。なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供又は開示しない。
- (4) 弁当調製施設として選定された場合でも、発注を確約するものではない。
- (5) 数量及び配達場所については、実行委員会の指示によるものとする。
- 8 提出・問い合わせ先

SAGA2024佐賀市実行委員会事務局 (佐賀市国スポ・全障スポ推進部 国スポ・全障スポ競技課内) 〒840-0831 佐賀市松原一丁目3番5号まるなかビル4階

TEL: 0952-40-7346 FAX: 0952-20-5008 E-mail: kokuspokyogi@city.saga.lg.jp

SAGA2024佐賀市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、SAGA2024佐賀市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会において、佐賀市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の 円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所堂事項)

- 第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。
 - (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
 - (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
 - (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
 - (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
 - (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。 第2章 組織

(組織)

- 第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
 - (1) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
 - (2) 佐賀市を代表する者
 - (3) 佐賀市議会を代表する者
 - (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

- 第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 10名以内
 - (3) 常任委員 50名以内
 - (4) 監事 2名

(役員の選任)

- 第6条 会長は、佐賀市長をもって充てる。
- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。 (任期等)
- 第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて 補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

- 第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。
 - (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会

(総会)

- 第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。
- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

- (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。 ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使 し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、 出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 第5項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、書面により総会を 開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員 とみなす。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長及び副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託又は委任に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の 規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告する ものとする。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議 し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任 委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は総会及び常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、こ

れを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において 報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

- 第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議 決を経て解散するものとする。
- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、佐賀市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項 は会長が定める。

附則

この会則は、令和元年6月3日から施行する。

附則

この会則は、令和2年10月5日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この会則は、令和2年11月2日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の際現に第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会の委員、 役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれSAGA2024佐賀市 実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

SAGA2024佐賀市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、SAGA2024佐賀市実行委員会会則(令和元年6月3日施行)第13条第3項の規定に基づき、SAGA2024佐賀市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにSAGA2024佐賀市実行委員会常任 委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

- 第3条 専門委員会に次の役員を置く。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名

(役員の選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからSAGA2024佐 賀市実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員の職務)

- 第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けた ときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決すること はできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、代 理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。 この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員(あらかじめ通知された事項 について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使 した委員を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会

を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者(以下「部会委員」という。) をもって構成する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。(委任)
- 第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附則

この規程は、令和元年8月23日から施行する。

附則

この規程は、令和2年11月2日から施行する。

別表 (第2条関係)

	Γ		1
名 称		付 託 事 項	委任事項
総務企画	1	開催推進総合計画に関すること。	左記付託する事
専門委員会	2	広報及び市民運動に関すること。	項のうち、事業
	3	観光及び接伴に関すること。	の実施に関する
	4	他の専門委員会に属さない事項に	こと。
		関すること。	
競技式典	1	競技に関すること。	左記付託する事
専門委員会	2	式典に関すること。	項のうち、事業
	3	施設に関すること。	の実施に関する
	4	その他競技式典に関すること。	こと。
宿泊衛生	1	宿泊に関すること。	左記付託する事
専門委員会	2	医事及び衛生に関すること。	項のうち、事業
	3	その他宿泊衛生に関すること。	の実施に関する
			こと。
輸送交通	1	輸送及び交通に関すること。	左記付託する事
専門委員会	2	消防及び警備に関すること。	項のうち、事業
	3	その他輸送交通に関すること。	の実施に関する
			こと。



彰] グランプリ:1名 賞金(3万円)、副賞(佐賀牛)、賞状 【表

> ホテル龍登園賞: 1 名 賞金(1万円)、副賞、賞状 九州旅客鉄道賞: 1 名 賞金(1万円)、副賞、賞状 (質パルーンミュージアム賞: 1 名 賞金(1万円)、副賞、賞状 入 選:10名 クオカード(5,000円分) 作:10名 クオカード(3,000円分) 佳

【応募資格】プロ・アマいずれも可、年齢は問いません。

【応募方法】郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号・画題などを 明記のこと。※下記応募票参照

査】主催者が委任した審査員によって審査。 【審

【締 切】 2022年11月18日 金 必着

【発 表】 2022 年 12 月初旬までに入賞者に直接通知します。

【表 彰 式】2022年12月11日(日)エスプラッツ2Fで開催

示】 入賞作品は市内施設での展示の他、観光及びバルーンフェスタ PR 【展 等に使用させていただく場合があります。

今年もバルーンフェスタにあわせて フォトコンテストを開催します。 カラフルなバルーンが彩る鮮やかな風景を 写真に収めて、カメラマンとしての腕を 競ってみませんか。

材 / 2022佐賀インターナショナルバルーン フェスタ期間中、バルーンをテーマに 撮影された写真

所 / 佐賀市嘉瀬川河川敷周辺及び 惿 佐賀平野上空

撮影期間 / 2022年11月2日 (水~11月6日日) サ イ ズ/カラーブリント4つ切(4P)又は 4つ切ワイドサイズ(4PW)に限る (組写真は不可・デジタルカメラ可)

[細 則】

●自作未発表のものに限ります

②作品はすべて印画紙(銀塩タイプ)によるプリントで応募下さい。 (応募作品は返却致しません) ※ホームプリンタでの印刷は不可

- ●応募作品には必要事項をご記入の上、応募票(コピー可)を切り 取り貼付して下さい。応募票自作の場合は、右応募票の通り作成して
- ◆入賞作品のネガ、又ポジは必ず提出して下さい。デジタルカメラ の場合は、カメラで撮ったままの状態とし、オリジナルデー を CD-R などにコピーして提出して下さい。(提出がない場合は、 入賞は取り消しとなります)
- ⑤デジタル作品の場合は、加工作品は応募出来ません。
- ③入賞作品の版権は主催者に帰属します。●郵送中の事故、破損等についてはその責任は負いません。
- ③被写体が人物の場合、肖像権侵害等の責任は負いかねますので、 必ず本人の承諾を得て下さい。
- ⑨ご提供いただいた個人情報は目的以外には使用しません。
- ●応募枚数は1人3点まで、ただし作品は返却いたしません。
- **①**今年撮影されたものに限ります。

2022 佐賀インターナショナルバルーンフェスタフォトコンテスト応募票 氏 名 連絡先 TEL 携帯 住 所 フリガナ 画題 カメラの種類 デジタルカメラ フィルムカメラ 撮影日 2022年 月 印刷取扱店

●主催:佐賀バルーンフェスタフォトコンテスト実行委員会

●後援:佐賀市

共催:熱気球大会佐賀運営委員会・エフエム佐賀・ 佐賀県カメラ商組合・(一社)佐賀市観光協会

●協賛:佐賀ターミナルビル・JR 九州 佐賀鉄道部・ホテル龍登園・ 佐賀バルーンミュージアム・SAGA MADO Information Hub & Lounge

佐賀バルーンフェスタフォト コンテスト事務局

〔(一社)佐賀市観光協会〕

〒840-0826 佐賀市白山 2 丁目 7 番 1 号

TEL0952-20-2200









